

教 健 体 第 5 5 6 号  
令和 6 年（2024年） 8 月 30 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）  
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

水泳の授業中における事故の防止等について（通知）

このことについて、令和 6 年（2024年） 5 月 2 日付け教健体第141号通知及び同年 7 月 9 日付け教健体第419号通知等により、事故防止の徹底を通知しているところですが、昨日、道内の小学校において、水泳授業中に児童が溺水する事故が発生しました。

水泳の授業は、その特性上、事故等が発生する危険性が大きいことから、児童生徒の生命、身体等の安全を守るべき学校においては、安全管理等を徹底する必要があります。

つきましては、各学校において、次の事項に留意し、改めて水泳授業中の事故防止の徹底を図ってください。

なお、市町村教育委員会においては、所管する学校に周知願います。

記

## 1 安全管理の徹底

- ・指導者と学習者相互の安全対策のほか、飛び込み事故、溺水事故、排（環）水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、監視の位置、監視の要点などについて事前に検討を加え、十分確認すること。
- ・泳力差や体格差のある児童生徒が、効果的・効率的な水泳学習をするために、プールの形状を考慮して浅い場所を選んだり、プールフロアを利用したりして適切な水位設定を行うなどの工夫をすること。

## 2 事故発生時に備えた学校体制の確立

- ・応急手当の方法、保護者への対応、校内の報告体制等を確認し、必要な改善を行うなど、救急体制を整備すること。
- ・心肺蘇生（A E Dの使用を含む）や応急手当についての研修を定期的に実施し、教職員等の対応能力を高めること。
- ・教職員等は、A E Dの設置場所を確実に把握しておくこと。
- ・A E Dは、機械が心室細動と判断した場合のみ電気ショックを行うので、「意識がない」「呼吸をしていない」「普段している呼吸と違う（死戦期呼吸）」などの場合には、ためらうことなくA E Dを使用すること。

**【関係通知】**

- ・「学校における体育活動中の事故防止等について」（令和6年4月4日付け教健体第19号通知）
- ・「水泳等の事故防止について」（令和6年5月2日付け教健体第141号通知）
- ・「水泳の授業中における小学生の死亡事案の発生について」（令和6年7月9日付け教健体第419号通知）

<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/r6tuti.html>



〔 学校教育局健康・体育課  
学校教育局生徒指導・学校安全課 〕